

高松港ストラドルキャリア保守点検業務仕様書

1 保守点検対象

高松港コンテナターミナル内の港湾施設（荷役機械：ストラドルキャリア2台）

設置場所： 香川県高松市朝日新町（高松港コンテナターミナル内）

形 式： ストラドルキャリア 型式：S4WE、S526RH（各1台）

（製造者）TCM株式会社〔現 ロジスネクストユニキャリア株式会社〕

最大荷重： 35t（S4WE）、33t（S526RH）

定格荷重： 30.5t（S4WE）、30.5t（S526RH）

積載段数： 4段（S4WE）、3段（S526RH）

設置時期： 平成25年3月（S4WE）、平成9年3月（S526RH）

その他、各ストラドルキャリアを構成する又は付属する機器一式

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 業務実施時期等

（1）保守点検業務は原則として夜間、休日、祝祭日の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある香川県高松港管理事務所（以下「甲」という。）が認めた場合及び障害・事故・天災等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

（2）原則として、強風・高潮等の悪天候のためストラドルキャリアの点検に支障が生じる可能性がある場合は、点検は行わないものとするが、緊急の点検が必要と考えられる場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）の協議のうえ実施を決定する。

（3）年次点検

1年に1回実施するものとする。（3月頃実施）

（4）月例点検

毎月1回実施するものとする。ただし、年次点検実施月は、年次点検をもって月例点検に代えるものとする。（計11回）

（5）点検予定日

乙は当該荷役機械使用者と日程調整を行ったうえ、甲に点検予定日を連絡・通知し、承認を得ること。

4 業務範囲

（1）点検業務

① 点検の種類

労働安全衛生法第45条に基づき、労働安全衛生規則第151条の38（年次検査）及び、第151条の39（月次検査）に定める定期自主検査

② 点検内容

定期自主検査（年次）

次の事項についての検査

- 1 原動機の異常の有無
- 2 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 3 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 4 荷役装置及び油圧装置の異常の有無

5 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

その他、機能確認上必要と思われる検査項目

(別添 定期点検時間規準表 参照)

定期自主検査 (月次)

次の事項についての検査

1 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無

2 荷役装置及び油圧装置の異常の有無

その他、機能確認上必要と思われる検査項目

(別添 定期点検時間規準表 参照)

③ 点検方法

定期自主検査は、労働安全衛生規則及び別添「定期点検時間基準表」の項目に沿って的確に実施するものとする。

なお、上記点検内容に記載されていない項目であっても、機能確認上必要と思われるものについては行うものとする。

(2) 保守業務

① 月次点検 (定期自主検査) 時に行うもの

給油 : 月次点検時に潤滑・給油状態の悪化、油量減少、油劣化等の確認された箇所、又は使用限度を迎えた箇所

消耗品交換 : 月次点検時に摩耗・汚損・損傷等を生じたシール・フィルタ等消耗品類、又は使用限度を迎えた消耗品類

② 年次点検 (定期自主検査) 時に行うもの

給油 : 年次点検時に潤滑・給油状態の悪化、油量減少、油劣化等の確認された箇所、又は使用限度を迎えた箇所

消耗品交換 : 年次点検時に摩耗・汚損・損傷等を生じたシール・フィルタ等消耗品類、又は使用限度を迎えた消耗品類

③ その他

上記対象外の油脂・フルード類、消耗品類等の交換、塗装の一部補修等は必要に応じて対応すること。

(3) その他小修繕

点検業務において確認した不具合のうち、点検業務内において処理できる小修繕及び調整は、業務範囲内として処理するものとする。

(4) 障害時の対応

点検時に緊急修繕を必要とする故障・破損等が認められた場合、乙は直ちに甲に報告のうえ、応急対応を行うこと。また、点検時以外に発生した障害については、甲より緊急対応を依頼する場合がある。

いずれの場合も、軽微な部品の交換等で対応できない故障・破損については、乙は可能な限り原因調査を行い、速やかに甲と今後の対応について協議するものとする。

なお、軽微な部品の交換等で対応できない故障・破損については、別途業務として取り扱う。

5 支給品

点検業務において、ストラドルキャリア運転に必要な燃料は無償にて支給するが、前記小修繕における部品・材料、点検に必要な機器・工具及び、油脂類を始めとする消耗品類は、原則として乙が準備するものとする。

なお、特殊な消耗品等については、別途協議のうえ対応する。

(使用する油脂の種類及び量は、別添「サービスデータ (油脂類の容量と種類)」 (※燃料を除く) 参照。)

6 提出書類

点検報告書は、月次及び年次の定期自主検査が完了後、遅滞なく、2部提出すること。

点検により確認した不具合部分は、状況を撮影した写真と共に点検報告書に記載するものとする。

7 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。

8 保証等

(1) 本業務を行うに当たっては、対象設備について十分に熟知したうえで行うものとし、必要であれば対象設備の製造業者等に確認を行うこと。

(2) 本業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により事故・障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

9 疑義

(1) 本仕様書における疑義及び記載なき事項については、甲と乙で協議するものとする。

(2) 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく甲に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

10 業務の引継ぎ

(1) 本業務終了後、甲から本業務に関する問い合わせを受けた場合は、乙は誠実にこれに協力するものとする。

(2) 令和8年4月1日から業務の移行を円滑に行うため、令和7年度本業務受託者と事前の業務引継ぎを行うこと。

(3) 事前の業務引継ぎに必要な経費については、受託者の負担とする。また、何らかの原因で本業務の契約が締結とならなかった場合も同様とする。

(4) 委託期間満了等により受託者が変更する場合は、責任をもって業務引継ぎを行うこと。

11 その他

(1) 労働安全衛生法、労働安全衛生規則等、ストラドルキャリアの保守点検業務に関連する法令を遵守すること。また、使用者として労働関係法令等を遵守すること。

(2) 委託期間中は、緊急を要する障害時等に備え、昼夜を問わず対応できる連絡体制を整え、甲より緊急対応の依頼があれば、速やかに対応すること。